

# 再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 326-0831  
(ふりがな)  
住所 栃木県足利市堀込町2531-2  
(ふりがな)  
氏名 株式会社エム.ビー.エス  
代表取締役 蓬田 知  
だいひょうとりしまりやく よもぎだ さとる

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

## 光設備開放案 MBS案

この度は、NTT東西殿接続約款案に対し、意見を申し述べる機会をいただき厚く御礼申し上げます。

NTT東西殿に対し電話事業とインターネット事業を完全に分けて他の事業者に設備開放をすることを希望します。

現在、光電話は採算が合うのだろうかと思う程の低価格設定であり、そのため設備負担費用の多くをBフレッツの通信料金に依存しているかと思われます。

そこで、現在のアナログ電話と同等の品質や通話料金をそのまま光ファイバーに置き換え基本料金も1500円程度と現在のアナログ電話と同等の設定にすることでNTT東西殿側の採算は取れると判断できる。(この料金は光OSUのレンタル代金など一切の料金が含まれている。又、料金はアナログ電話と同じようにユーザーに直接請求にする。)

その上でインターネット希望者にはBフレッツや他の事業者が選択できるようにする。

他の事業者はNTT局内でイーサネット渡しで受け取りインターネット環境をユーザーに提供する。これにより設備の稼働率は飛躍的に高くなる。

ADSL事業は事業者間の健全な競争が成立していたと判断できるので、これと同等の内容になる。

(局内の経費として他の事業者を選択の場合ADSLと同じように回線利用料200円程度を徴収する。)

NTT東西殿はメタル回線より光回線の方が維持費が安く済むと説明をしているので、この方法であれば採算性は十分あると考えられる。

光電話はアナログ電話より品質も低い場合も多くファックス送信でさえエラーが増えている。光回線にすることで日本国内の通話品質が低下するのでは置き換える意味もない。又、企業では複雑な代表等の設定ができないため光電話の導入のハードルが高い。

現在NTT東西殿の光賃貸料金が下げられない理由は光電話の低料金設定が原因であると思われる。品質等をアナログ電話と同等にし、通話料金も現在のアナログ電話と同じにすることで、光電話に置き換えするより大きな利益が確保できると考えられる。

又、光の道計画にも現実性が出てくると考えられる。

是非、MBSの光設備開放案を提案したいと思います。

以上